

第1号議案

令和3年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）

令和3年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ30,179千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,477,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年2月15日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山象三

第2号議案 要旨

北はりま消防組合個人情報保護条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正内容

- (1) 第2条において、引用する法律名を改めた。
- (2) 第42条において、引用条項を改めた。

3 施行期日

令和4年4月1日

第3号議案 要旨

北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和並びに育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するに当たり、所要の整備を図るもの

2 改正内容

- (1) 第2条及び第19条において、育児休業と部分休業の取得要件の緩和を図った。
- (2) 第23条及び第24条を追加し、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置及び勤務環境の整備に関する措置について定めた。

3 施行期日

令和4年4月1日

第4号議案 要旨

北はりま消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

特殊勤務手当の支給範囲の見直しを図ろうとするもの

2 改正内容

- (1) 特殊勤務手当の種類に、救急救命士手当、機関員手当、高所作業手当及び潜水作業手当を追加した。
- (2) 文言を整理した。

3 施行期日

令和4年4月1日

第5号議案

令和4年度北はりま消防組合一般会計予算

令和4年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,395,391千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和4年2月15日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象 三